



様式第9（第19条関係）

薬局製造販売医薬品 製造販売業 許可申請書

主たる機能を有する事務所 （薬局）の名称					
主たる機能を有する事務所 （薬局）の所在地		〒 ー		区 TEL	
許可の種類		薬局製造販売医薬品製造販売業			
（法人にあっては） 薬事に関する業務に 責任を有する役員の氏名					
総括製造 販売責任者  （統括製造販売責任者補佐 薬剤師を置く場合にあって は、その者を含む）	フリガナ 氏名				
	住所				
		薬剤師名簿 登録番号	第 号	薬剤師名簿 登録年月日	年 月 日
申請者（法人にあっては、 薬事に関する業務に責任 を有する役員を含む。）の 欠格条項		(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日 から3年を経過していない者			
		(2) 法第75条の2第1項の規定により登録を取り消され、取消し の日から3年を経過していない者			
		(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け ることがなくなった後、3年を経過していない者			
		(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令 で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった 日から2年を経過していない者			
		(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者			
		(6) 精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に行うに 当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができ ない者			
		(7) 製造販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験 を有すると認められない者			
備考		薬局開設許可番号	第 号		
		薬局開設許可年月日	年 月 日		

上記により、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可を申請します。

年 月 日

〒 ー TEL

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

北九州市長様

様式第 1 2 (第 2 6 条関係)

## 薬局製造販売医薬品 製造業 許可申請書

製造所 (薬局) の名称					
製造所 (薬局) の所在地		〒 ー		区	
		北九州市		TEL	
許可の区分		薬局製造販売医薬品製造業			
製造所の構造設備の概要					
(法人にあっては) 薬事に関する業務に責任を有する役員の名氏					
管理者	フリ氏	ガナ名			
	住所				
	薬剤師名簿登録番号	第	号	薬剤師名簿登録年月日	年 月 日
申請者(法人にあっては、薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。)の欠格条項	(1) 法第 75 条第 1 項の規定により許可を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者				
	(2) 法第 75 条の 2 第 1 項の規定により登録を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者				
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3 年を経過していない者				
	(4) 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から 2 年を経過していない者				
	(5) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者				
	(6) 精神の機能の障害により製造業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者				
	(7) 製造業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者				
備考	薬局開設許可番号		第	号	
	薬局開設許可年月日		年	月	日

上記により、薬局製造販売医薬品の製造業の許可を申請します。

年 月 日

〒 ー

TEL

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

北九州市長様

**試験検査に必要な設備及び器具一覧表  
(薬局製剤製造業)**

	品名	必要数量	数量	名称・規格等
イ	顕微鏡	1		
	ルーペ			
	X線回析装置			
ロ	試験検査台 (幅150cm 奥行50cm)	1		幅 : cm 奥行 : cm 専用・調剤台と兼用
ハ	デシケーター	1		
ニ	はかり(感量1mgのもの)	1		
ホ	薄層クロマトグラフ装置	1		
ヘ	比重計	1		
	振動式密度計			
ト	pH計	1		
チ	ブンゼンバーナー	1		
	アルコールランプ			
リ	崩壊度試験器	1		
ヌ	融点測定器	1		
ル	試験検査に必要な書籍 (薬局製剤業務指針第5版等)	1		
登録試験検査機関名称		(一社)福岡市薬剤師会 (公社)北九州市薬剤師会 その他( )		

※ニ、ホ、ト、リは厚生労働大臣登録試験検査機関を利用する場合は省略可

